

消費税および地方消費税（個人事業者）の中間申告と納付について

個人事業者で、令和5年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません）が48万円を超える人は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。この「令和5年分の確定消費税額」とは、令和5年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後申告または修正申告などが行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

前年実績による中間申告

令和5年分の確定消費税額に応じて、表により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」および「納付書」が紋別税務署から送付されますので、必要事項を記入し、紋別税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税および地方消費税を納付してください。

仮決算に基づく中間申告

事業状況が令和5年と著しく異なる場合などは、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません。

また、中間申告の期限までに中間

申告書を提出されなかった場合でも、表により算出した中間納付税額が納付すべき税額として確定しますので、納付期限までに必ず納付してください。

令和5年分の確定消費税額	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和5年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額	9月2日(月) (振替納税利用の場合の振替日)
			9月30日(月)
400万円超 4,800万円以下	年3回	令和5年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその78分の22の地方消費税額	詳細は国税庁ホームページでご確認ください。
4,800万円超	年11回	令和5年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその78分の22の地方消費税額	

消費税および地方消費税の中間申告は、「e・Tax（国税電子申告・納税システム）」をご利用できます。詳しくは、e・Taxホームページをご覧ください。

消費税および地方消費税（個人事業者）の納税には、振替納税が便利です。

振替納税を利用するために必要な口座振替依頼書は、e・Taxを利用しておオンラインで提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

e・Taxホームページ

国税庁ホームページ

問紋別税務署（紋別市南が丘町2丁目）
☎ 0158・23・2191

その他

自筆証書遺言書保管制度について

ご自分で作成した自筆の遺言書は、法務局に預けることができます。そして、法務局に預けることによって紛失や改ざんを防止して、本

宝くじ 公式サイト

すぐ買える 当たりがわかる クイックワン

宝くじ 公式サイトで発売中!

宝くじの収益金は、私たちの街の公共事業等に役立てられています。

公益財団法人北海道市町村振興協会

計量器定期検査について

取引・証明の用途に使用する特定計量器（質量計）は、計量法により2年に1度定期検査を受けることが義務付けられています。

次の日程で定期検査を実施しますので、該当する計量器がある場合は必ず受検してください。

なお、前回（令和4年度）受検した事業所には確認通知を送付していますが、新たに受検が必要となる新規事業所などについては、事前に申し込みが必要となりますので、8月9日（金）までに連絡してください。

また、検査には手数料（北海道収

入証紙で納付）が必要となります。

日時 8月21日（水） 9時30分～16時

場所 役場庁舎裏車庫

●手数料（小型はかり）

種類	能力	手数料（1個）
機 械 式	100kg 以下	700 円
	250kg 以下	1,100 円
	500kg 以下	1,800 円
	1 トン未満	2,900 円
電 気 式	100kg 以下	2,000 円
	250kg 以下	2,600 円
	500kg 以下	2,900 円
	1 トン未満	4,400 円
棒ばかり・手ばかり		350 円
分銅・おもり		10 円

問産業振興課商工観光係

人事

8月1日付 （ ）内は前職

総務課

《併任》総務課参事

地域福祉課

（消防署雄武支署長）

▼参事兼社会福祉係長

武藤 知憲

▼保険給付係

（住民生活課戸籍住民係）
石澤 樹音

《シリーズ》

ごみの出し方Q&A

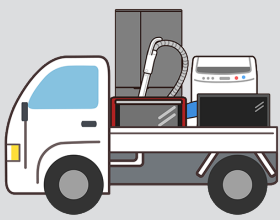
「環境衛生係が「ごみの分け方・出し方」について、よくある質問について答えます。」

質問1 冷蔵庫や洗濯機はどのような処分したらいいですか？

回答1 冷蔵庫や洗濯機は「家電リサイクル法」の対象となるため雄武町では収集していません。ほかにも、テレビ・衣類乾燥機・冷凍庫・エアコンも家電リサイクル法の対象となります。処分する場合は、購入した家電販売店や新しく買い替える販売店に回収を依頼してください。

なお、リサイクル料金や収集運搬料が必要となりますので、事前にご確認ください。

また、販売店が移転した、または遠方にあるなどの理由で、引取りの依頼ができない場合は町内の小売業者協力店を紹介しますので、環境衛生係まで問い合わせください。



質問2 汚れているプラスチックごみはそのまま出してもいいですか？

回答2 弁当がらなどの汚れているプラスチックごみは軽く水洗いをして固形物を取り除き、プラスチックごみの指定袋に入れて出してください。汚れが取れない場合は燃やせないごみとして出してください。

汚れた容器も軽くゆすげばプラスチック資源となります。なるべく燃やせないごみの中の廃プラスチック類を「プラスチック資源ごみ」として出して、ごみの減量化にご協力をお願いします。

また、製品を保護するための発泡スチロールや緩衝材（プチプチ）もプラスチック資源ごみの対象となります。燃やせないごみとして出されている例もありますのでご注意ください。



町民一人ひとりの心がけが、ごみの減量化とリサイクル推進につながります。ごみの適切な分別をよろしく願います。

問住民生活課環境衛生係